

〔研究ノート〕

1950年代日本商社の台湾再進出

Japanese Trade Companies' Re-appearance in Taiwan in the 1950s

やまだ あつし

YAMADA, Atsushi

はじめに

1. 1950年代の日本商品の台湾再進出
2. 日華平和条約締結前の日台貿易と商社
3. 日華平和条約締結後と日本商社の扱い
4. 日「匪」交易と在台日本商社

おわりにかえて

要旨：1945年の敗戦は、日本人の台湾総引き揚げに繋がった。しかし日本企業は永遠に台湾から退出したわけではなく、少なからぬ企業が再進出を遂げた。日本企業はどのようにして一度撤退した旧・植民地である台湾に再進出を遂げていったのだろうか。本論は、商社に着目し、これら企業がどのようにして再進出し、現地での基盤確立を進めたのか、進められなかったとしたらどのような制約があったのかを考察する。

考察により、1950年代に日本の商社は台湾に再進出したものの、台湾側が行った貿易活動制限により活動が低迷していたことがわかった。ただし日本商社の在台現地法人活動が低迷したにもかかわらず、日本商品は、華僑系・台湾系・欧米系など有象無象の各種企業の仲介により、台湾へ販売されていった。

はじめに

1945年の日本敗戦は、宗主国人である日本人の植民地総引き揚げに繋がった。植民地に直接進出していた企業は接収され、日本企業でなくなった。日本から植民地市場へと販売していた企業は、市場退出を余儀なくされた。しかし日本企業は永遠に旧・植民地から退出したわけではなく、少なからぬ企業は日本商品の販売であれ、現地事務所の設置（さらには現地法人の設立や現地企業への直接投資）であれ再進出を遂げた。日本企業はどのようにして一度撤退した旧・植民地である台湾に再進出を遂げていったのだろうか。

戦後台湾の経済発展についての議論は膨大にある。日本企業の接収と公営企業化を論じたものも少なくないが、日本企業の台湾再進出の議論は1970年代以降の議論はあっても1950年代につい

てのものは少ない。全体像は、小林英夫「日台経済関係と在台日本人団体」、『戦後アジアにおける日本人団体——引揚げから企業進出まで——』（ゆまに書房、2008年、205～225頁）が概観しているものの簡略である。1952年に台湾支店を再設置した三井物産の歴史を説く台湾三井物産股份有限公司編、『台湾に於ける三井物産百年の歩み』（同公司、1996年）のように個々の日本企業史での言及もあるが、台湾支店単独の社史は珍しく、多くは社史中の一記述、または台湾現地法人のwebでの会社概要記述に止まる。当時の実態については、日本商品（や役務）の販売・日本企業の台湾への進出（駐在員事務所の設置、現地法人の設立）のどちらについても日本側・台湾側双方からより詳細な検討が必要であろう。

また日本企業再進出と関連する議論として、1950年代の日台関係史を扱う研究で日台間の貿易を中心とする経済関係を取り扱ったものがある。例えば、川島真・清水麗・松田康博・楊永明『日台関係史 1945-2008』（東京大学出版会、2009年3月）では、第二章「日華関係正常化の進行 —1950-1957年—」（川島真、39～66頁）で「日台通商協定の締結と政経分離」を論じ、第三章「日華関係再構築への模索とその帰結」（清水麗、67～94頁）で「日中民間貿易協定」など日本と中華人民共和国との貿易関係に影響された日本と台湾の（貿易を含めた）関係を論じている。その中で専著を挙げるとすれば、廖鴻綺『貿易與政治：台日間の貿易外交（1950-1961）』（稲郷出版社、2005年）がある。台湾側の档案資料を用いながら、この時期の貿易外交を分析したものである。ただ廖は米や肥料など主要商品の交渉、そして1950年代の日台間の商品決済を特徴づけた清算勘定協定の制定過程と廃止過程に焦点を絞っている。1950年代の日本企業の進出という観点はない。また有形の商品のみを議論しており船舶での輸送など日台間の役務（言い換えると無形の商品）については注で触れるのみである²。また廖の責任でなく日本の外務省が資料を出さなかったためだが、日台間の貿易外交を廖は専ら台湾側の文書により議論されている。2011年12月7日ようやく外務省外交史料館で1950年代の日台の貿易交渉関連資料がB'.5.2.0.J/C(N)1『日華貿易及び支払取極関係一件』（第1巻から第14巻）およびB'.5.2.0.J/C(N)1-1『日華貿易及び支払取極関係一件 会議議事録』（第1巻から第6巻）として、日本側の文書が公開されたので、今後これら日本側の文書とつき合わせてみる必要がある³。

1. 両国が支払うドル建て額が同じになるように貿易計画を建て、定められた口座で清算決済する協定。ドルで計算するだけで、個々の貿易にドルを必要としないバーター貿易的な協定なので、1950年代のドル不足の国家間の貿易にとって有意義な制度だった。特に台湾について言えば、日本は工業製品を台湾に売りたいために、台湾の米や砂糖を高くても買ってくれる（キューバ糖と比べ台湾糖は割高）利点もあった。日本と台湾の間は1960年度限りで廃止。
2. 本論文以有形貿易を討論台日貿易外交問題、因此有關在貿易會議上亦會討論到的航運、無形貿易等問題、則不列入研究範疇。而在有形貿易中、因糖、米、肥料等貿易項與本論文探討的主題有密接相關，故僅以其作為主要的討論對象，其他貿易項目則略談或不談。（廖、9頁）。もっと船舶については、廖も31～33頁にわたる注45という長い注釈で外交部档案の議論を紹介しているので議論皆無というわけでない。
3. 公開はされたものの、実際に閲覧するにはさらに利用請求をして、審査を受けなければならない。そして請求から閲覧可能になるまでには通常でも1ヶ月は掛かる（すでに誰かが利用請求をして審査済のものは即、閲覧可能である）。筆者は順次閲覧中であるが、2012年9月27日に審査が終わった文書もあり、本論では十分に利用できなかった。

本論で考察したいのは、日本商社の台湾への進出（駐在員事務所の設置、現地法人の設立）である。日本植民地経済史研究においては近年、日本の大手商社など貿易企業の植民地での活動実態の解明が進んでいる⁴。従来は日本帝国本国と現地の総督府の庇護下、独占的に事業を進めたと見られていた日本の大手商社であるが、三井物産にしても三菱商事にしても実態はそうでなく、現地での基盤確立や商権の拡大と維持に多大な努力を払っていたことが明らかになってきている。では戦後、これら企業はどのようにして再進出し、現地での基盤確立を進めたのか。進められなかったとしたらどのような制約があったのか。そして戦前の活動との間にどのような関連性があるのか。本論ではその手掛かりとして、公文書から初步的に考察したいと思う。

1. 1950年代の日本商品の台湾再進出

日本商社の台湾再進出を論じる前に、日本商品の台湾再進出について触れておきたい。そもそも、日本の在来商品（改良品など、台湾側が信頼できる商品を含む）の台湾への再進出は政治等、他に制約が無い限り、それほど不思議ではない。台湾人が使い慣れた規格に則った商品（や台湾にすでにある商品の部品）であるし、1ドル360円体制において商品にはそれなりに価格競争力もある。知識ある台湾人であれば日本側とは日本語で不自由なく交渉できる⁵。商談だけでなく、商品の設置やメンテナンスに派遣されてきた日本人技術者との交渉も可能である。アメリカ国立公文書館 RG469 Entry1135 BOX11には、台湾側がアメリカの経済援助（美援）によって購入を希望する商品として、製造する日本企業の企業名と製品名（紡績機械の部品）を記載して指名した文書が保存公開されている⁶。製品名は中国語名と英文名と併記されているが、驚いたことに幾つかの製品は「リードワイヤー」「スピンドルハンド」のように中国語名の代わりにカタカナで日本語名が記載されている。これら紡織機械が、1950年代台湾において知名度とそれなりの信頼を勝ち得ていたことは疑えない。

また、1950年代の通商協定においては、日本側と台湾側の貿易額が等しくなることが求められていた。1950年代後半になって台湾の農産物を日本側が欲しがらなくなり（コメにおいては日本が自給をほぼ達成、粗糖においては他地域糖との価格差問題、赤糖やパイナップルにおいては沖

-
4. 例えば、谷ヶ城秀吉『帝国日本の流通ネットワーク』（日本経済評論社、2012年）や、谷ヶ城秀吉「「帝国」内市場における総合商社の活動と競争構造—後発三菱商事の競争戦略—」（老川慶喜・須永徳武・谷ヶ城秀吉・立教大学経済学部編『植民地台湾の経済と社会』、2011年9月15日、日本経済評論社、141～180頁）など。
 5. 台湾近代史研究所にある外交部档案（032.2/26「中日貿易会議記録」）には、1957年の日台貿易交渉にて李連春（台湾省糧食局長・台湾人）がトップとなる場面（台湾側が日本に売りたい米と、台湾側が日本から安く買いたい肥料に関する分科会交渉）では、李連春が日本語で直接議論（日本の外務省や農林省や通産省の役人と丁々発止のやり取り）したことが明記されている。
 6. この文書名は「台湾各紡織工廠需要機器零件申請表」である。これは圖左篤樹氏の2012年2月19日の東アジア経済史研究会での報告「台湾紡織産業に対するアメリカ援助の役割—技術指導、資本設備供与を中心に」の資料を、圖左氏の許可を得てコピーしたものである。本報告のコメンテータも引き受けていただいた圖左氏に、あらためてお礼を申し上げたい。

縄から政治的に購入の必要性) 日本の出超傾向が定着して以降はさておき、1950年代前半において出超だったのは台湾であり、台湾としては自国農産物の輸出のためにも、日本商品を買う必要性があった。

問題となる制約の一つは資金である。1950年代の台湾は、日本との間では通商協定によって自国農産物を輸出することにより輸入外貨相当分を確保していたけれど、それ以外において外貨は不足しており、必要な商品の購入資金の多くを美援に仰いでいた。美援で購入する場合、どの国の企業の商品を購入できるか、アメリカ側は制約をつけることができた。1959年以降、日本や西ドイツなど先進国企業が入札から締め出された（だからベトナム戦争では韓国企業や台湾企業がアメリカ軍への主な供給者となっている）のだが、それ以前においても、FOA（Foreign Operation Administration：1953～1955年）による援助で日本企業は入札から締め出されることがあり、それが日華通商交渉の懸案事項となっていた旨、1954年度において日本の外務省は内部文書に記している（「日華懸案事項」、『日華貿易及び支払取極関係一件 第5巻』所収）。すなわち、1954年度の台湾との交渉において日本側が懸案だと考えていたのは、

- (一) 台湾糖値引交渉の件
- (二) 砂糖長期買付契約締結に関する件
- (三) FOA買付地域から本邦を除外せざる件
- (四) FOA入札による輸出をO/A決済に切替えざるよう要求の件
- (五) 中信局の保証金廃止又は引下げの件
- (六) 果実の台湾向輸出に関する件
- (七) 本邦銀行の在台支店設置の件
- (八) 本邦商社の貿易業務営業許可の件
- (九) 日本映画輸入増加及び上映金送金の件
- (一〇) 輸入禁止及び制限緩和に関する件
- (一一) 若素の商標権問題の件

であり、第3番目にFOA買付から日本が排除されることへの問題が提起されていた。もちろん全ての美援から日本企業は締め出されていたわけでない。FOA以外もECA（Economic Cooperation Administration：1948～1951年）やその後継であるMSA（Mutual Security Agency：1951～1953年）による援助、またICA（International Cooperation Administration：1955～1961年）による初期の援助では必ずしも日本企業は締め出されていなかった⁷。日本企業が締め出されていない美援において、台湾側が使い慣れていることを理由に日本製品の購入を希望し、価格も相応であれば、アメリカ側はそれを強いて拒む理由は存在しなかったようだ。

7. 各機関の簡単な紹介は、アメリカ国立公文書館の「Records of the U.S. Foreign Assistance Agencies (RG 469)」<http://www.archives.gov/research/foreign-policy/related-records/rg-469.html> を参照。

しかしながら、日本での新規商品、言い換えると台湾側がまだ知らない、もしくは信頼を置いていない商品は話が異なってくる。新規商品を売るためには、単に国際入札で安値落札すれば良いという話ではなく、企画段階から自社に有利な規格やシステムを導入してもらうよう宣伝し、販売においては商品の魅力や安心感を多面的に訴えるなど、商人（やさらには政府）の営業活動が求められる。では、台湾の顧客に対し、日本商品の売り手は誰がどこでどのような営業活動を行っていたのだろうか。

2. 日華平和条約締結前の日台貿易と商社

1946年から1947年にかけて、台湾にいた日本人は原則として日本に送還された。商人も例外ではない。彼らは日本に送還された後、1952年に日華平和条約が締結され戦争関係が終了するまで、原則として台湾に渡航できなかった。一方、日本にいた台湾人は国籍こそ中華民国籍へと変わったものの、日本に住み続けることができたし、台湾に渡航することもできた。台湾では国民として商業に従事できた。また中国大陸出身の華僑も同じく中華民国籍人として、日本と台湾の間を往来し、商業に従事することができた。

とはいえ日台貿易は彼ら民間商人だけが営んだものではない。中華民国外交部駐日代表団の商務処や中央信託局⁸の東京弁事処という政府機関も貿易を行っていた。日本と中華民国の間での戦争状態が終結しておらず、かつ国共内戦によって国内で戦争状態（に起因する統制経済）が続いており、貿易の決済方法も定まっていない中では、中華民国政府の絡んだバーター（物々交換）貿易による物資調達、日台貿易の中心的内容であった。

1950年になり、日本と台湾の間で貿易協定が結ばれた。GHQによって占領中の日本と、国共内戦で敗退したばかりの中華民国は双方とも、自国通貨が相手側に信任される状況ではなく、また手持ちのドルも限られている中で、計算こそドル建てで行うものの個々の貿易ではドルを使わず定められた口座で決済するという方法がとられた。また日本と台湾の間でどの程度の貿易を行うかを計画するものの価格は商談により個々に決定という形が採用されたため、どの程度の貿易を行うか。この貿易協定が締結された時、日本政府も関与はしたものの、締結主体はGHQと中華民国政府であったので、（基本はGHQ主導であったが）幾つかの点で台湾側に有利な形で締結することに、中華民国側は成功している。3点挙げると、

- (1) 在日台湾人にしろ、在日華僑にしろ、台湾側の日本での営業は認められていたものの、日本商社の台湾での営業は、認められていなかった。
- (2) 商業活動を支える金融機関も、中華民国側の銀行は日本で営業をできたものの、日本側

8. 中華民国の各種政府機関の物資購入を一手に引き受けていた機関。2007年に台湾銀行に合併された。もっとも、日台間について言えば、駐日代表団の商務処だけでなく、アメリカの企業である台湾貿易公司（AIL PATRIC）が台湾の政府機関の代理として調達に参入しており、中央信託局が政府調達を独占していたわけではない。

の銀行は1945年に接収されたまま、台湾に存在しなかった。

- (3) 日本の船は戦争状態の継続を理由に中華民国へ渡航できず、また国共内戦を逃れた船は長距離航海ができないので日本と台湾の間でも運行するしか使い道が無いことを理由に、日台間の貿易は（何等かの事情でアメリカなどの第三国船で運ばれるもの以外は）原則として台湾船で運ばれることになった⁹。輸出入とも日本の港渡しで計算され、船の輸送収益は台湾側にのみ入る。

である。これらの点は日本側にとって不満であり、平和条約締結前においても通商代表を派遣しようとするなど改善を図ろうとしたが、台湾側にとっては日本に対し貿易の主動的地位を確保しているわけで、簡単に日本側に譲歩しようとはしなかった。もちろん従事している台湾側商人も日本側の参入には反対した¹⁰。またGHQとのコネを有する欧米商社も存在し、彼等が独自のチャンネルで日台貿易にも関与し、日本商社にとって台湾での活動は望み得なかった。

3. 日華平和条約締結後の日本商社の扱い

1952年に日華平和条約が締結され、日本と中華民国（台湾）との戦争状態は解消した。日本人の台湾渡航も解禁された。しかしながら、前節で列挙した台湾側の有利な条件は上記、「日華懸案事項」で示したように解消されなかった。

(1) と (2) は「日華懸案事項」や在中華民国日本国大使館から中華民国外交部への口上書（第181号「口上書」、外交部档案 032.4/0001「日本貿易商登記」所収）が説明している。条約締結前に台湾では貿易ライセンス新規登録が停止されていた。日本企業が台湾に人を派遣しても、駐在員事務所を開設できるが、公的には貿易業務に参与できず仲介業務に留まった。日本側は条約違反であるとたびたび抗議したが、台湾側は容易にライセンスを出そうしなかった。銀行についても駐在員事務所に留まり、銀行業務自体はできなかった。

(3) について言えば、台湾側の貿易主体は、（中華民国外交部駐日代表団改め）中華民国外交部駐日大使館の商務処や中央信託局の東京弁事処であった。これら政府機関が台湾で購入する商品の入札や、日本で売り捌く台湾の商品（砂糖など）の入札を行っていたので（米は日本も台湾もともに政府の配給統制品であり、純然たる政府間貿易）、船に関する決定権は台湾側が握っており、当然ながら自分達の船を利用した。日本側は貿易協定改定毎に船の利用比率改定も交渉したが、少しずつの変更に留まった。

9. 日本から台湾への輸出はFOB（Free On Board）JAPAN価格、つまり日本の港渡しでの価格（船の輸送費や輸送中の保険料は別）、台湾から日本への輸出はCIF（Cost, Insurance and Freight）JAPAN価格、つまり日本の港渡しでの価格（船の輸送費や保険料込）で計算される。

10. 日華平和条約締結前の1950年10月に、日本華商輸出入商同業公会在中華民国外交部に提出した要請書が、外交部档案 032.1/0005「台日財物貿易協定」に収められている。この要望書は、「堅決反対対日商赴台維持我国対日貿易主動応対日和約簽定後始予考慮」として、平和条約締結前の段階で日本の商人が台湾に赴いて日台間の貿易に従事することに反対している。

ようやく1955年になって台湾側も、経済部の認許により台湾に事務所を設けていた日本の商社のうち、5社に対して行政院外匯貿易審議委員会の貿易ライセンスを発行することを検討した。「経済部認許日商在台設立分公司名单」（前掲「日本貿易商登記」所収）は以下のように記している。

経済部認許日商在台設立分公司名单

公司名称	業務種類	総公司資本額	認許日期	營業処所
日商三菱商事股份有限公司台湾分公司	商品進出口及売買	日幣廿五億元	四十四年六月十四日	台北市延平南路九号
日商日盛産業股份有限公司台湾分公司	商品進出口及売買	日幣八百萬元	四十二年四月二十日	台北市中山北路二段九十三号
日商第一物産股份有限公司台湾分公司	商品進出口及売買	日幣八億元	四十三年六月十四日	台北市武昌街一段二十号
日商竹腰生産股份有限公司台湾分公司	国内外物資之進出口及売買	日幣九百九十萬元	四十三年一月六日	台北市南京西路二十八号
日商東洋綿花股份有限公司台湾分公司	国内外物資之進出口及売買批發代理業	日幣十三億八千元	四十四年五月廿四日	台北市峨眉街四十九号

すなわち三菱商事・日盛産業・第一物産・竹腰生産¹¹・東洋綿花の5社である。このうち東洋綿花以外の4社に貿易ライセンスが発給されたが、ライセンスだけで状態が急転したわけではない。

1950年代の日本人駐在員の台湾での活動については、『台湾に於ける三井物産百年の歩み』（台湾三井物産股?有限公司編、1996年）の65～79頁に三井物産に関する記録が公開されている。それによると、財閥解体により多数の商社に分割されていた（旧）三井物産系の会社のうち、第一物産、日本機械貿易、三井物産（1959年の大合同によって再建された現在の三井物産からは、（前）三井物産と称される）がそれぞれ台北に駐在員を派遣していた。まず1952年7月に第一物産が、1953年5月に日本機械貿易、同年11月に（前）三井物産がそれぞれ駐在員を派遣していた。このうち、1955年に第一物産に対し貿易ライセンスが発給されている。とはいえ当時の駐在員たちは、

「昭和20年代の貿易は殆んど欧米の外国商社が取りしきっており、特に機械商内は外国商社の完全制圧下にあったと言っても過言でなく、東京の日本商社の担当者はこれ等外商への

11. 「台湾伊藤忠国際股?有限公司 会社紹介 歴史」

http://www.itochu.com.tw/jp/company/company_04.htm によれば、竹腰生産株式会社は、1959年4月に台北支店を開設、1977年4月に伊藤忠商事株式会社台北支店（1964年4月開設）に統合されたところである。ただ台湾側の档案資料では、竹腰生産は1954年1月には経済部から設立を認可されていた。台湾史研究会会員で戦前の台湾をご存知の大川先生の教示によれば、竹腰は戦前から台湾に店舗を有していた。『台湾日日新報』にも竹腰の広告が記載されている。

また、外交部档案032.4/0001「日本貿易商登記」に、「竹腰生産株式会社の東京本店は1坪店舗であり会社の実態が疑わしい」（大意）との報告と、日本大使館から外交部に対し「会社の価値は店の大きさを判断するものではない」（大意）との口上書が存在する。

日参が日常業務であった。」(日本機械貿易、石黒一民、1953年5月～1955年1月駐在)

「戦後、連合国の占領下にあった日本と台湾との貿易は実質的に一時空白に近い状態にあり、僅かに東京の国民政府代表部の調達部門(後の中央信託局東京弁事処)と、在日華僑商社を窓口とする取引が中心であり、GHQと日本政府の管理下の貿易で、実際にはいち早く日本に進出して来た外商がそれぞれにGHQ担当局とのコネを利用して取仕切り、日本商社は丸の内界隈を中心とする外商通いに明け暮れていた。」(前)三井物産、川崎舎恒男、1953年11月～1955年10月、1958年5月～1962年6月駐在)

という状態で「丸の内界隈を中心とする外商通いに明け暮れ」、台湾で積極的に日本商品を売り込むような貿易活動は望み得なかった。

4. 日「匪」貿易と在台日本商社

1950年代の冷戦体制の中、日本と中華人民共和国とは国交を結び得なかった。とはいえ1945年以前の日本の最大の貿易相手地域は中国大陸であり、そこの貿易再開・貿易拡大は日本政府にとっても日本の各企業にとっても肯定的な話であった。そこで名目は民間協定だが、日本政府は事実上の承認を与える形で、第1次日中民間協定(1952年)以降、日中間は貿易協定を改定しながら貿易拡大を続けていた。

しかしながらこのような日本側の活動は、中華人民共和国を「匪」すなわち反乱団体とみなしていた中華民国(台湾)側にとっては容認し得ないことであった。まず中華民国政府が求めたのは「誓約書」である。1955年4月18～24日のバンドン会議で周恩来が日本側に対し国交正常化推進を表明してまもなく、中央信託局東京分会は東京の大使館の指令下、日本の商社に対し中華人民共和国との貿易停止への誓約書を出すように求めた¹²。その効果は、

「誓約書を拒否した某商社は早くもセメント2万4000トン、50万ドルに上る落札内定が崩れ目下契約直前の工作機械輸入も駄目になるのではないと心配している。」¹³

というものであった。

このような動きは、台湾に進出した日本商社に対しても同様である。外交部档案 032.4/0001「日本貿易商登記」では台湾側の一連の動きが記載されている。台湾側は日「匪」貿易を行わないことを日本商人に対して求め、日「匪」貿易を行っていることが明白な東洋綿花のような会社にはライセンスを発給しないなどの対抗策をとった。

日本商社はそれに対し、表面上は別組織のいわゆる「友好商社」を設置して、専らこれが中華人民共和国との貿易を行った。もちろん、台湾側は駐日本大使館などの手で調査を行った。日本での報道などにより、どの会社がどういう別組織を立ち上げているかは調べただけでも、

12. 「中共貿易の停止誓約 台湾米・砂糖輸入商社 台湾側の要求で」(『朝日新聞』1955年5月24日朝刊)。

13. 「国府 早くも落札取消し “誓約書”拒否の商社に」(『朝日新聞』1955年5月29日朝刊)。

(日本政府の協力を得ることができないので) 個々の商社の本体が、日「匪」貿易に直接関与しているとの証拠をつかむことができなかった。

1959年1月21日付で行政院外匯貿易審議委員会が經濟部に送付した文書(副本は外交部に送付)は以下のように論じている(前掲「日本貿易商登記」所収)。

一、(中略) 日商及旅日華僑商号以及在台設有支店与商務代表之日商，大部参加「日匪貿易組合」，或透過同一組織而商号不同名称之聯号，对匪進行貿易等語，抄附名单，函請参弁等由。特抄送原附件函請密存参考一案。本會曾就对日商登記為貿易商之第一物産、三菱商事，及江商三家，?由本省大信華貿易行代理之丸紅飯田一家等日商之与匪進行貿易情况方面，函謂外交部轉飭駐日大使館調查在案。

二、(中略) 对上列各涉旋与匪貿易之日商，拋駐日大使館調查，尚無与匪直接貿易之關係，復經本會查核其登記為貿易商後之進口記錄，計截至四十七年底止，第一物産為美金五六、五九二元，三菱商事為美金六五、八五七元，江商為美金八二、五六七元，本省貿易商大信華行代理丸紅飯田之進口記錄為美金一八、〇七三元，数值均不大，足見其与我貿易關係尚属有限。

三、本案經查明各該日商，並無与匪直接貿易關係，且日本政府在貿易方面，似採兩面政策，如处理過嚴，日商可能?組成委託新公司專營对匪貿易，難収実収，以事涉外交問題，在処罰与匪間接貿易標準未確定前，本案似可暫緩議處。

一は上述の通り、駐日本大使館がどの会社がどういう別組織を立ち上げているかを調査したという報告である。しかしながら二が論じている通り、日本商社が十分に台湾でビジネスを展開できていなかった。その中で、過度な対抗措置をとることは、日「匪」貿易の別組織をはびこらせ外交問題になるだけで、十分な効果を得ることができないと三で判断している。ちょうど1958年5月2日に長崎国旗事件、すなわち長崎のデパートで開催されていた「中国切手・切り絵展覧会」に掲げられていた五星紅旗を日本人の1青年が引き摺り下ろした事件¹⁴に硬化した中華人民共和国が、日本との貿易中止を宣言(1960年再開)したことで、日台貿易が日中貿易を圧倒していた時期でもあった。また、まもなく台湾の経済政策が輸出志向工業化へと転換した。日本との提携が重視されるようにもなり、1960年代には順次、日本商社に貿易ライセンスが与えられて行く。

おわりにかえて

本報告で概観したように1950年代、日本の商社は台湾に再進出したものの、台湾での制約により活動は低迷した。外務省外交史料館所蔵の「日華貿易及び支払取極關係一件」でも毎年度のように「日華懸案事項」の一つとして、日本の商社の貿易活動制限の問題が記載されていたが、台湾との交渉においては、より重要な問題であるコメや砂糖の交渉が優先され、日本の商社につい

14. 「中共旗引きずりおろす 長崎の切手展で 興奮した青年」(『朝日新聞』1958年5月3日朝刊)。

ては議論らしい議論が行われた形跡がない。そして日本商社の在台現地法人活動が低迷したにもかかわらず（別の言い方をすれば、日本商品の販売の主力チャンネルの一つが、強い足枷によって機能不全に陥っていたにも関わらず）、日本商品は、華僑系・台湾系・欧米系など有象無象の各種企業の仲介により、台湾へ販売されていった。

とはいえ、この1950年代にも細々ながら商社活動が存在したのは事実である。商社活動自体は「はじめに」で述べたように、20世紀前半（台湾においては日本植民地時代）から今日まで、日本敗戦による引揚げや、財閥解体などの荒波をかいくぐりながら存在している。現地での基盤確立の努力が、この制約が強い時代を経て1970年代以降の活動にどう繋がって行ったかは検討の必要があろう。